

# かいじ号



### No.90

## 若者よ! 賢い消費者 になろう!!

### 若者が消費者トラブルに巻き込まれやすいワケ

#### 契約を成立させやすく、解約されにくい

契約行為自体の経験が少なく、不慣れであるとともに、これまで消費生活に関する情報に関心がなく、悪質商法の手口やクーリング・オフ(訪問販売などでの契約の一定期間内の無条件解約)制度などをよく知らない。

出会い系サイトやアダルトサイトなどに関わる架空請求やワンクリック詐欺で、不当な料金を請求されると、家族にも相談できずに、自分の預貯金からお金を支払ってしまう傾向があります。

#### 契約は20歳になれば自己責任

未成年ならば、結婚している場合などを除き、法定代理人(通常は両親)の同意を得ないで行った契約は、一方的に取り消すことができますが、20歳になれば、学生であっても、自分で結んだ契約は自己責任となります。

### 若者からの相談状況

#### ◆架空請求メールやワンクリック詐欺の相談が断然トップ

他の年代と同様に、サイトの情報料等名目の架空請求メールやワンクリック詐欺関連の相談がトップで、商品一般(何の商品の料金が特定できない架空請求ハガキや一方的に送りつけられた商品など)の相談も上位になっています。

⇒架空請求やワンクリック詐欺などの不当な請求は、「連絡なき場合、法的措置を取る」などの脅し文句があっても、相手には連絡をせず、無視しましょう!

#### ◆20歳代の男女では多重債務相談も上位

多重債務問題は、30歳代以上で深刻化していますが、お金の借り過ぎや無計画のクレジット契約、名義貸しや悪質商法の被害に伴う代金等の支払いで、多重債務に陥る若者も後を絶ちません。

⇒借金・クレジット利用の前に、返済できる金額か、本当に必要な商品・サービスか、よく考えましょう!

名義貸しは、名義を貸した人が契約の責任を負いますので、絶対にやめましょう!

若者層からの特徴的な相談分野(県民生活センターの平成19年4月～平成20年10月受付相談から)



20歳未満 男 自動車/携帯電話/ゲーム機・ソフト  
女 教室・講座/観覧・鑑賞/携帯電話



20歳代 男 自動車/アクセサリ/教室・講座  
女 エステ/教室・講座/レンタルビデオ

#### ◆20歳未満の男女では携帯電話に関する相談が上位

解約に関わるトラブルのほか、高額なパケット料(インターネットやメールの送受信等にかかる通信費用)に関する相談が多くなっています。

⇒パケット料金の請求が高額にならないように、パケット定額制などを検討しましょう!ただし、パソコンに接続してのインターネット利用など、定額制の対象外のサービスもありますので、契約時によく確認してください。

#### ◆エステや語学教室に関する相談も特徴

継続的にサービスを受けるエステなどは、その効果があまり現れずに途中でトラブルになることがあります。

⇒エステ・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの6業種に限り、契約総額が5万円を超え、契約期間が2ヶ月(エステは1ヶ月)を超える場合には、クーリング・オフや中途解約制度が認められていますので、活用しましょう!

★勝手に債権譲渡を受けたと主張する債権回収業者から、レンタルビデオの延滞金を請求されたという相談が多くなっています。安易に債権回収業者にお金を支払わず、まずはビデオ店と直接交渉しましょう!

『賢い消費者』になるために ~消費生活に関する情報・知識にも関心を持ちましょう!~

- ① 不審なメールや見知らぬ異性からの電話は警戒
- ② 「無料」などの甘い言葉の信用は禁物
- ③ 友人や先輩からの誘いでも、断る勇気が必要
- ④ 契約は、その場で結ばず、よく検討

※でも困ったときは、すぐ相談(県民生活センター消費生活相談専用:055-235-8455)



# 食肉の原産地表示について

近年、食肉の安全・安心に対する関心が非常に高まっており、牛肉・豚肉・鶏肉など食肉を販売する場合、消費者に的確な情報提供を行うことにより、食肉に対する信頼を得ることが重要となっています。

このためには、食肉市場など卸流通段階において枝肉・部分肉の情報を正確に伝達し、食肉の小売店やスーパーなど量販店では適正に表示をすることが重要となります。

食肉の表示内容については、食品衛生法、JAS法、景品表示法、計量法、また牛トレーサビリティ法など、様々な法令や通達・通知等があり、このような規定を取り入れた「食肉公正競争規約」が総合的にまとめられています。

ここでは、**食肉の原産地表示** について紹介します。

## 1 国産食肉の場合

「国産」である旨を表示する。

国産牛肉

豚肉(国内産)

国産鶏肉

※国産の食肉(畜産物)は、農産物と違って都道府県名を表示する義務はない。

## 2 輸入食肉の場合

その**原産国名**を表示する。

アメリカ産豚肉

オーストラリア産牛肉

鶏肉(中国産)

**原産地とは**

飼養期間のもっとも長い場所(国)を言う。

例1

原産地  
アメリカ

飼養地:アメリカ

飼養期間:12ヵ月

+

飼養地:日本

飼養期間:10ヵ月



アメリカが  
最も長い

例2

原産地  
日本

飼養地:カナダ

飼養地:アメリカ

飼養地:日本

飼養期間:7ヵ月

+ 飼養期間:7ヵ月

+ 飼養期間:8ヵ月



日本での8ヵ月が最長  
※海外での合計が長くとも



## 3 都道府県名などの表示

「国産」表示にかえて、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載できる。

鹿児島県産牛肉

宮崎はまゆうポーク

岩手産若鶏もも肉



## 4 銘柄食肉の場合

地名を冠した銘柄名(ブランド名)を表示する場合も、3の都道府県名などの表示と同様に「国産」の表示を省略することができる。

神戸牛

ふくいポーク

日向どり

地名を冠した銘柄食肉に付けた地名と、「主たる飼養地」が一致しない(同一でない)場合は、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を原産地として併記しなければならない。

## 5 県産銘柄食肉の原産地表示(例)

甲州牛

甲州ワインビーフ

甲州麦芽ビーフ

フジザクラポーク(山梨県産)または(国産)

甲州地どり

食肉の表示には、その他にも「種類・部位」「消費期限」「保存方法」「個体識別番号」(国産牛肉)などの表示が義務付けられています。



## ご存知ですか? 遺伝子組換え食品の表示

食品としての安全性が確認された遺伝子組換え農産物と、その加工食品は、遺伝子組換えに関する表示が義務付けられています。

表示の対象となるのは、「大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜」の7つの農作物と、その加工食品32食品群です。

【表示方法】(例:大豆の場合)

【義務表示】

- 遺伝子組換え農産物を使っている場合※…「遺伝子組換え」  
(例)大豆(遺伝子組換え)等
- 遺伝子組換えと非遺伝子組換え農産物を分けずに使っている場合…「遺伝子組換え不分別」  
(例)大豆(遺伝子組換え不分別)等

【任意表示】

- 非遺伝子組換え農産物を使っている場合※…「遺伝子組換えではない」  
(例)大豆(遺伝子組換えではない)等

※分別生産流通管理が行われているものに限る。

分別生産流通管理…遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が、生産、流通及び加工の各段階で混入が起こらないように管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。



食品安全110番

食品の表示や安全に関する相談や情報を受け付けています。お気軽にお電話ください。

電話 055-223-1638

受付時間 平日午前8:30~午後5:00(土日、祝祭日、年末年始を除く毎日)



# 関東甲信越ブロック 平成21年1月~3月 悪質商法被害防止共同キャンペーン

## 悪質商法に気をつけろ!

卒業や入学シーズンを迎えるに当たり、関東甲信越地区の都県や政令指定都市などが連携して、若者を狙った悪質商法の被害を未然に防ぐために、共同でキャンペーンを実施します。

山梨県県民生活センター(場所:県民情報プラザ2階)では、県内の市町村や教育機関にご協力をいただき、啓発リーフレットの配布や出前講座「消費者啓発のための若者教室」の集中的な開催などの活動を行います。

また、特別相談「若者トラブル110番」を実施しますので、消費生活に関する心配事がありましたら、お気軽にご相談ください。

**若者トラブル110番の開設** ●日時 平成21年1月29日(木)・30日(金) 8:30~17:00  
●電話 055-235-8455 ※来所による相談も受け付けます

## 若者を狙う主な悪質商法の手口

### 架空請求

携帯電話の簡易メールによる架空請求が多くなっています。ほとんどがサイトの情報料名目での請求のため、携帯サイトを利用することの多い若者は、過去に利用したサイトのことも知らないと勘違いして、連絡をしてしまいがちです。

### インターネットオークションなどのトラブル(自動車・コンサートチケットなど)

ネットオークションで購入した中古車に関わるトラブル(キズ・故障隠し、走行距離計の巻き戻し、不正表示など)や、コンサートチケットなどの代金を支払ったが、商品が届かないといったトラブルが多くなっています。

### アポイントメントセールス(アクセサリなど)

若い女性からの甘い誘いの電話でファミレスや展示会場等に呼び出され、長時間の勧誘を受けて(恋愛感情を悪用されて)アクセサリなどを契約してしまう男性が多くなっています。過去の会員権契約を解約するために、アクセサリなどを強引に購入させられる二次被害も発生しています。

## 各種モニター等の募集案内

### ☆☆☆平成21年度山梨県消費生活相談員の募集(公募分30名)☆☆☆

山梨県では、地域における消費者の相談窓口となり、消費者トラブルを未然に防ぐための普及啓発等を行っていただく「山梨県消費生活相談員」を委嘱しています。

平成21年度も山梨県消費生活相談員を募集しますので、消費者行政に関心のある方は、ぜひご応募ください。

- 応募資格** 県内在住で満20歳以上の方
- 活動内容** 地域における相談対応、普及啓発、活動報告書の提出及び研修会(年2回程度)への出席
- 応募方法** 応募用紙に住所、氏名(ふりがな)、電話番号、山梨県消費生活相談員や各種モニター経験の有無、応募理由等をご記入の上、郵送でご応募ください。  
※応募用紙は、県民生活課、県民生活センター、各地域県民センターにあります。県のホームページからもダウンロードできます。<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kenmin-skt/index.html>
- 募集期間** 平成21年1月8日(木)から2月9日(月)まで<当日消印有効>
- 謝礼等** 年額上限6,000円
- 選考結果通知** 選考の結果、採用予定の方のみ3月末までに応募者本人あてに通知いたします。採用されなかった方には通知いたしませんので、ご了承ください。
- 応募・問い合わせ先** 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁 県民生活課 消費生活担当  
TEL 055-223-1352 FAX 055-223-1354

### ☆☆☆公正取引委員会 平成21年度「消費者モニター」の募集☆☆☆

独占禁止法や景品表示法などの運用を通じて、価格カルテルや不当表示などを規制し、消費者の利益を守っている公正取引委員会の仕事に、消費者の立場から協力していただく方を募集しています。

- 応募資格** 20歳以上の方
- 活動内容** アンケート調査への回答(年数回)、身近な情報の提供・消費者としての意見や要望の提出(随時)、研修会への出席(年2回)、その他、公正取引委員会が行う調査等への協力
- 募集期限** 平成21年2月13日(金)<当日消印有効>※応募方法は郵送
- 問い合わせ先** 詳しい応募要領は、公正取引委員会 消費者取引課 までお問い合わせください。  
TEL 03-3581-1754 <http://www.jftc.go.jp>